

宮城県防災会議会議録

平成30年2月

- 1 会議名 宮城県防災会議
- 2 開催日時 平成30年2月8日(木) 午後1時から午後1時40分まで
- 3 開催場所 宮城県庁 行政庁舎2階 講堂
仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者なし》
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開会(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)
 - (2) 挨拶(会長代理:副知事 河端 章好)
 - (3) 審議事項
 - ① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 千葉 章
宮城県環境生活部原子力安全対策課 課長 阿部 孝雄
 - ② 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 千葉 章
 - ③ 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕別冊資料の修正について
説明者 宮城県環境生活部原子力安全対策課 課長 阿部 孝雄
 - 出席委員からの意見等はなく、各審議事項は防災会議において原案のとおり了承されました。
 - (4) その他(報告のみ)
 - ① 宮城県津波対策ガイドラインの改正の概要について
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 千葉 章
 - ② 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 千葉 章
 - ③ 災害等の発生状況について(平成29年分)
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 千葉 章
 - ④ 蔵王山の状況について
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 千葉 章
 - (5) 閉会(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭)

1 開会【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭）

それでは定刻となりましたので、若干遅れていらっしゃる委員の皆様もおいででございますが、本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

ただいまから「宮城県防災会議」を開催させていただきます。

なお、本会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっております。本日は今のところ傍聴者はいらっしゃらない状況でございます。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、河端副知事よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶（副知事 河端 章好）

宮城県防災会議の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

宮城県防災会議の委員の皆様には、お寒い中、そして急に先ほど雪が降ってまいりましたけれどもお忙しい中御参集いただき、誠にありがとうございます。また、本県の防災対策の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、東日本大震災からまもなく7年を迎えようとしております。県といたしましては、「創造的復興」に向けた取組を着実に進めているところですが、こうした復興の取組とあわせて、引き続き、防災対策をしっかりと推進していくことが必要でございます。

昨年7月の九州北部豪雨災害では、記録的な大雨により多数の死者、行方不明者等、甚大な被害が発生しました。本県におきましても、10月の台風第21号において、公共土木施設や農林水産関係施設を中心に大きな被害を被りました。また、蔵王山では先月30日から火口周辺警報が発表されております。

自然災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、人命を守り、被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考えを基本に、防災関係機関や地域住民の方々、そして事業者の方々などが一体となり、自助、共助、公助それぞれの力を発揮することにより、防災対策を進めていかなければならないと考えております。

このような本県の防災対策の根幹をなすものが、地震対策編など4編からなる「宮城県地域防災計画」であります。この計画につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正や、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、これまで適宜見直しを行ったところであります。

今年度におきましても、各防災関係機関の御協力をいただきながら修正作業を進め、本日、修正案をお届けしお諮りする運びとなったところでございます。本日は、この地域防災計画の修正案のほか、防災に関連する各種の報告もございますので、委員の皆様から、忌憚のない御意見をいただければと思います。

結びに、県民一人ひとりの生命、身体、財産を守るという県政の最重要課題に、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

—以下議事—

3 議題

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭）

それでは、議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

まず、本日の会議次第、次に、出席者の名簿と席次表です。以降、議案等の資料となりますが、

(次第に記載の資料一覧から説明)

以上でございます。資料の不足等がございましたら、事務局にお申し付けいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、河端副知事に議長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、河端副知事、よろしく申し上げます。

【議長】(副知事 河端 章好)

それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、「3 議題」(1)の「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について」、事務局から説明願います。

【説明】(宮城県総務部危機対策課 課長 千葉 章)

危機対策課長の千葉でございます。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議題(1)、宮城県地域防災計画の修正について、私からは地震・津波・風水害災害対策編分の説明をさせていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

それではまず、1ページをお開き願います。

「1 修正の経緯」につきまして、概要図でまとめてございます。

平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法の大幅改正、及び防災基本計画の修正を行っており、本県においても、皆様ご承知のとおり、東日本大震災の教訓及び国の動きを踏まえて宮城県地域防災計画の大幅な修正を実施してきたところです。

今年度の動きとしましては、概要図の右側の赤枠部分になりますが、平成29年1月に国の避難勧告等に関するガイドラインが改定されたほか、4月には国の防災基本計画の修正が行われました。また、6月には水防法等の一部改正が施行されたほか、10月には県津波対策ガイドラインを改定しております。これらの国の動きや本県の防災施策の動向等も踏まえて、県地域防災計画の修正を行うものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。県地域防災計画修正の流れでございますが、昨年度と同様に、県の組織を含む防災関係機関に対しまして、事務局から修正事項の有無を照会し、その回答を受けて修正作業を進め、修正案の作成、内容の確認等の過程を経まして、先月17日に開催した防災会議幹事会議において、計画の修正原案の審議、承認をいただいております。

その上で、本日「宮城県防災会議」を開催し、修正案の承認をいただく予定としております。

3ページをお開きください。「2 主な修正点について」ご説明申し上げます。

地域防災計画の地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、それぞれの修正箇所につきましては、お手元の「資料2 新旧対照表」のとおりでございますが、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、今ご覧いただいております資料1によりまして、今回の主な修正点を説明させていただきます。なお、修正した箇所については、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編のどの部分かがわかるように、例えば、説明書きの右下の括弧に地震編の第4章2節P320と、該当する編、章、節及びページを記載しております。

主な修正点につきまして、まず各編共通の修正からご説明いたします。「防災基本計画の修正の反映」で

ざいますが、「(1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援ワーキンググループ報告等を踏まえた修正」として、防災基本計画において、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付を行う部局をあらかじめ定めること、応援の受入体制の構築等を計画的に進めること等が示されたことから、必要箇所を修正しております。

次に、「(2) 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)等を踏まえた修正」として、防災基本計画において、市町村が躊躇することなく避難勧告等を発令できるよう、平時より、災害時に優先すべき業務の絞り込み、業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努めるべきことが示されたため、必要箇所を修正しております。

次に、「(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正」として、防災基本計画において、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者への命令、運転者不在時の車両の移動等、道路管理者の行う緊急通行車両の通行を確保するための措置について、港湾管理者や漁港管理者についても行うことができることが示されたため、必要箇所を修正しております。

4ページをお開きください。続きまして、各編ごとの修正についてご説明いたします。先ず、津波災害対策編でございます。

「(1) 避難勧告等の発令基準等の改正」として、国の「避難勧告等に関するガイドライン」を反映した避難勧告等の発令基準について、必要箇所を修正しております。具体的には、津波警報等が発表された場合には、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令することとしております。また、避難指示(緊急)の発令対象地域については、大津波警報、津波警報及び津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定することとしました。

次に、「(2) 津波避難ビルの指定要件等の改正」として、津波避難ビルの構造等の指定要件等について、必要箇所を修正しております。

次に、「(3) 地域の住民等に配慮したハザードマップの作成」として、津波ハザードマップの作成について、住民等の生活範囲等を考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や、基準配色を使用した浸水深の表示等、必要箇所を修正しております。

5ページをお開きください。続きまして、風水害等災害対策編でございます。

「1 防災基本計画の修正の反映」として、洪水予報河川、水位周知河川に該当しないその他の河川であっても、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める旨が示されたため、必要箇所を修正しております。

次に、「2 水防法や土砂災害防止法の改正の反映」として、洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村の地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成を義務化するとともに、その計画に基づいた避難訓練の実施を義務化する規定が新設されたことに伴い、必要な記述を追記しております。

また、避難確保計画を作成する義務のある要配慮者利用施設の所有者または管理者が計画を策定しない場合、市町村は施設に対して必要な指示を行い、指示に従わない場合には施設名を公表することができるとの規定が

新設されたことに伴い、必要な記述を追記しております。

次に、「3 その他の修正」として、新たに市町村や施設管理者に対して、防災重点ため池のハザードマップ作成や公表に向けた支援を実施することについて、必要な記述を追記しております。

以上、今回の地域防災計画の主な修正点について、簡単に説明を申し上げました。これらの他にも、防災に関連する計画や指針を踏まえた修正が多数ございます。それらの事項につきましても、関係機関の皆様のご意見を踏まえ、また県庁内各部局とも調整を図って精査を行い、さらには各市町村に意見を求めた上で、本日の説明資料としてお示ししております。

引き続き、原子力災害対策編分の説明について、原子力安全対策課長に引き継がせていただきます。

【説明】（宮城県環境生活部原子力安全対策課 課長 阿部 孝雄）

原子力安全対策課長の阿部でございます。よろしくお願ひいたします。失礼ですが着座にて説明させていただきます。

引き続き、議題(1)、宮城県地域防災計画の修正について、原子力災害対策編分の説明をさせていただきます。お手元の資料3をご覧ください。

それではまず、1ページをお開き願います。

「修正の経緯」につきまして、東日本大震災以降の修正の経緯を概要図でまとめてございます。

まず、資料中オレンジ色で示している平成25年2月の修正ですが、平成24年度に、原子力規制委員会が設立され、原子力災害対策を円滑に実施するための「原子力災害対策指針」が策定されました。これを受け、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域として、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）及びUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の設定と、防護措置の新しい基準として、EAL（緊急時活動レベル）及びOIL（運用上の介入レベル）を導入しております。

次に、水色で示している平成26年2月の修正ですが、平成25年には、原子力災害対策指針が3回改正されており、これを受け、緊急時活動レベルの全面修正、安定ヨウ素剤の事前配布を含む予防服用体制の変更に關する修正、緊急時モニタリング体制に關する修正を行っております。

また、緑色で示している平成28年2月の修正ですが、平成27年度には、原子力災害対策指針が2回改正されており、これを受け、予防的手法から実測値の重視に關して、避難や一次移転の判断について、放射性物質の拡散予測の結果を参考にする文言を削除したほか、避難退域時検査の実施や、被ばく医療体制から原子力災害医療体制の移行に關する修正を行っております。

今年度の修正に關した動きとしましては、資料の右側の紺色の部分になりますが、平成29年4月に国の防災基本計画が修正されたほか、7月には原子力災害対策指針の改正が行われました。これらの国の動きや本県の原子力防災施策の動向等も踏まえて、県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正を行うものであります。

なお、原子力災害対策編においても、地震災害対策編等と同様に、県の組織を含む防災関係機関に対して修正事項の有無の照会を行い、その回答の反映等の過程を経まして、先月17日に開催した防災会議幹事会議に

において、計画の修正原案の審議，承認をいただいております。

その上で、本日「宮城県防災会議」を開催し、修正案の承認をいただく予定としております。

それでは2ページをお開きください。「平成29年度の主な修正内容について」ご説明申し上げます。地域防災計画〔原子力災害対策編〕のそれぞれの修正箇所につきましては、お手元の「資料4 新旧対照表」のとおりでございますが、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、今ご覧いただいております資料3によりまして、今回の主な修正点を説明させていただきます。

まず、資料左側オレンジ色の欄「防災基本計画の反映」ですが、一つ目の四角ですが、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化のために、地方公共団体が大気中放射性物質拡散計算を利用する場合には、国が支援を行うことが示されたことから、県が平常時より収集・蓄積する原子力防災関連情報の中に大気中放射性物質拡散計算に関する情報を加えております。

次に、その下の四角ですが、避難や一時移転等を行う前の段階において、県及び国が、相互に協力して緊急事態区分の進展に応じた防護措置及び一時移転等の実施方針を作成することが示されたため、県でも実施方針を作成することを追記しております。

さらに、その下の四角ですが、熊本地震の際の家屋の倒壊や相次ぐ余震の発生が契機となり、複合災害時における屋内退避の考え方が検討された結果、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中においても、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合に、地方公共団体が、人命最優先の観点から独自の判断で避難指示を行うことができることが示されたため、県でも独自の避難指示について追記しております。

続きまして、資料中央紫色の欄「原子力災害対策指針の反映」ですが、原子力施設における緊急事態の区分を判断するための基準である「緊急時活動レベル」につきましては、種々の改正がされたため、引用している箇所を修正しております。

このうち、中程に記載の警戒事態に係る「緊急時活動レベル」につきましては、地震・津波等の自然災害に対する要件の対象が、原子炉施設等立地道府県から、原子力事業所所在市町村に見直されており、本県においては女川町及び石巻市が対象となるものでございます。

続きまして、資料右側黄緑色の欄「その他の修正内容」ですが、一つ目の四角ですが、UPZのうち、江島、田代島、網地島といった離島部や、PAZ内を通過しなければ避難ができない牡鹿半島南部について、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域として設定するものでございます。

次に、その下の四角ですが、自然災害による配備基準の変更については、現行の災害対策本部要綱の設置基準及び自然災害に関する「緊急時活動レベル」の考え方を反映し、修正しております。

その下の、原子力災害医療活動等の体制の整備については、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、原子力災害医療派遣チームを新たに位置づけ、原子力災害拠点病院等に関する記述を追記しております。

最後に、現地災害対策本部の設置については、施設敷地緊急事態の発生を契機とすることを明確化しております。

議題(1)に関する説明は以上ですので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【議長】(副知事 河端 章好)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。

(意見なし)

それでは、ご異議がないようですので、「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策対策編・原子力災害対策編〕の修正について」は、了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

続きまして、議題(2)「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」、事務局から説明願ひます。

【説明】(宮城県総務部危機対策課 課長 千葉 章)

続きまして、宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正についてご説明申し上げます。お手元の資料5をご覧ください。

宮城県地域防災計画は、先ほど説明いたしました地震・津波・風水害などの本編と、その本編の内容を補足する資料編により構成されております。資料編につきまして、各防災関係機関及び県庁内各部局に対して照会し、追加・時点修正などの意見をいただいたものについて、資料5の一覧に記載のとおり更新するものです。一覧表中、網掛けした項目が更新する資料であり、特に新たに追加又は削除する資料には表の左側に「(新規)」又は「(削除)」と記載しております。一覧表の後ろに、今回更新する資料を添付しておりますので、ご参照願ひます。

なお、修正後の資料編の全部、並びに計画本編の全部について、昨年度と同様に、防災会議の終了後、各委員及び幹事の皆様の所属する機関あて、電子データの形でお送りすることとしております。

こちらの資料編につきましては、緊急時の連絡先として民間団体や個人の携帯電話番号など取扱注意の情報も含まれておりますことから、県のホームページ等では公開しておりません。皆様におかれましては、これまでと同様に、内部資料として取り扱いただきますようお願い申し上げます。

議題(2)に関する説明は以上ですので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議長】(副知事 河端 章好)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

(意見なし)

それでは、ご異議がないようですので、「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」は、原案のとおり了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

続きまして、議題(3)「宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕別冊資料の修正について」、事務局から説明願ひます。

【説明】（宮城県環境生活部原子力安全対策課 課長 阿部 孝雄）

続きまして、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕別冊資料の修正についてご説明申し上げます。お手元の資料6をご覧ください。

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕については、先ほど説明いたしました地震災害対策編等とは別に、本編の内容を補足する資料編を作成しております。

この資料編につきまして、まず、資料番号は本編において掲載されている章・節に対応した番号に整理しております。また、各資料の内容について、各防災関係機関及び県庁内各部局に対して照会し、時点修正などの意見をいただいたものの更新等の修正を行うものでございます。

お配りした資料6の修正一覧表には、整理後の資料番号を記載しており、網掛けした項目が更新等の修正を行った資料でございます。詳細の内容につきましては、一覧表の後ろに、今回更新する資料を添付しておりますので、ご参照願います。

こちらの別冊資料についても、取扱注意の情報が含まれておりますことから、県のホームページ等では公開しておりませんので、これまでと同様に、内部資料として取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

また、原子力災害対策編についても、修正後の計画本編及び資料編の全部を、防災会議の終了後、各委員及び幹事の皆様の所属する機関あてに、電子データの形でお送りすることとしております。

なお、これまで、原子力災害対策編においては、冊子を作成し、皆様に配布しておりましたが、今回の修正からは電子データの送付をもってこれに変えさせていただきますので、ご了承ください。

議題(3)に関する説明は以上です。

【議長】（副知事 河端 章好）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

それでは、ご異議がないようですので、「宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕別冊資料の修正について」は、原案のとおり了承されたものとさせていただきますのでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

皆様のご協力を賜りまして、議事を終えましたので、ここで、進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭）

続きまして、「4 その他」についてですが、事務局から3点ほどご報告がありますので、説明申し上げます。

【説明】（宮城県総務部危機対策課 課長 千葉 章）

それでは、「4 その他」の事項として、まず最初に、「(1) 宮城県津波対策ガイドラインの改正の概要に

ついて」、ご説明いたします。お手元の資料7をご覧ください。

資料の左側、「1 宮城県津波対策ガイドラインの趣旨及び改正の経緯」をご覧ください。同ガイドラインは、大地震等による津波に対応するため、過去の津波被害を踏まえ、沿岸市町や防災関係機関等を構成員とする「宮城県津波対策連絡協議会」を設置し、沿岸市町等の津波避難計画策定指針として、平成15年12月に策定いたしました。

その後、東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、平成26年1月に大幅な改正を行っております。

今回の改正は、平成28年11月の福島県沖を震源とする地震による津波への対応の課題、国の「避難勧告等に関するガイドライン」や「水害ハザードマップ作成の手引き」の策定等を踏まえ、宮城県津波対策連絡協議会の審議を経て、平成29年10月12日に改正を行ったものです。

次に主な改正点について説明いたします。資料の右側、「2 主な改正点」をご覧ください。

「(1) 津波警報・情報等に関する改正」ですが、気象庁が発表する津波に関する警報・情報等については、これまでは、東日本大震災後に改正された、特別警報の創設や予想津波高の表示の変更など改正点を中心に記述しておりましたが、より分かりやすい内容とするため、新たに留意事項や図表等を加え、項目全体の再編成を行いました。

次に「(2) 避難勧告等の発令基準の改正」ですが、先ほど地域防災計画の修正で説明しましたとおり、国の「避難勧告等に関するガイドライン」と整合を図り、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、「避難指示（緊急）」のみを発令することに改めました。

また、「避難指示（緊急）」を発令する際の避難対象地域について、大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定することを追記いたしました。

次に「(3) 指定緊急避難場所、避難経路等の指定・設定の改正」ですが、一つ目は、国の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」等により整理された、津波避難ビルを含めた指定緊急避難場所の指定要件等について記載を改めました。

二つ目は、津波ハザードマップの作成について、国の「水害ハザードマップ作成の手引き」を参考に、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示などについて追記いたしました。

三つ目は、一昨年11月の福島県沖を震源とする地震による津波の際の車避難での渋滞の発生を踏まえ、「原則徒歩避難」を強調する記載に改めました。

次に「3 その他」ですが、今回の「津波対策ガイドライン」の改正作業を進める中で、「避難対象範囲の指定事例」や「避難計画策定ワークショップの運営事例」などの提供を求める意見があり、市町等の津波避難計画の策定等を支援するため、今後、新たに事例集を資料編として作成することにいたしました。

なお、「宮城県津波対策ガイドライン」全文については、当課のホームページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、「(2) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について」、ご説明いたします。資料8をご覧ください。

「1 経緯及び目的」ですが、県では、宮城県における東日本大震災での災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－」を平成27年3月に発行いたしました。この記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめております。これら震災で得られた教訓は、後世に伝えていくとともに今後の防災対策に着実にいかしていく必要があります。そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめ、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助としていただくとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ることとしております。

「2 防災対策の状況」ですが、教訓を踏まえた防災対策については、記録誌で取りまとめた46の教訓に対し、県、市町村、消防本部等の関係機関が、平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を把握し、資料9「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策一覧表」のとおり教訓ごとに整理しました。

なお、本資料では、昨年度取りまとめた以降に追加で実施した主な防災対策を以下のとおり13の分野ごとに取りまとめて記載しました。

時間の都合で、資料の詳細な説明については省略させていただきますが、後ほど御覧いただければと思います。

今年は震災から丸7年の節目を迎えます。この間、各機関において、着実にその対策が進められておりますが、国等の新たな取り組みなどを踏まえ、さらに強く進めていくべきものもございます。

県としましては、この東日本大震災を踏まえた防災対策の状況の把握を継続しながら、引き続き必要な事業の実施や関係機関への支援、働きかけを行い、防災対策が着実に進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に「(3) 災害等の発生状況について」、ご説明いたします。資料10をご覧ください。

防災会議規程では、災害に関する情報について、次の防災会議に報告することとされおりますことから、前回の防災会議以降に発生した災害について、報告するものです。前回の平成29年2月の防災会議以降に被害が発生した災害は、記載のとおり合計8件、内訳は全て風水害となっております。なお、被害の発生しなかった自然現象につきましては、計上しておりません。

最後に、配布資料にはありませんが、蔵王山の状況について報告いたします。

蔵王山では先月30日、観測開始以来、最大振幅の火山性微動が観測されたことなどにより、気象台から火口周辺の噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが2に引き上げられ、防災上の警戒事項等として、想定火口域から概ね1.2kmの範囲では、噴火に伴う大きな噴石に警戒することとされました。

警報発表に伴う防災対応につきましては、平成27年度に蔵王山火山防災協議会が策定した防災対策に基づき、県や市町等が、避難勧告等の発令、ヘリコプターによる入山者の確認、道路の閉鎖、及び注意喚起看板の設置等を行っております。

蔵王山における日別の地震回数は、警報が発表された次の日の31日に12回発生しましたが、昨日は1回、本日につきましては8時現在でございますが、発生していないという状況でありまして、徐々に落ち着きつつありますが、今後も火山活動の状況を注視し、関係機関と緊密に連携の上、住民や観光客の方々の安全確保に万全を期してまいります。

以上、「その他」の報告を終わります。

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 遠藤 圭）

ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ありませんか。

（意見なし）

それでは、「その他」について、皆様からは何かございますでしょうか。

（意見なし）

それでは、慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「宮城県防災会議」の一切を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上